

【答申の概要】 諮問第 168 号

「旅費に係る支出票兼支出負担行為の部分開示決定に対する異議申立て」

件 名	旅費に係る支出票兼支出負担行為の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	旅費に係る支出票兼支出負担行為
非 開 示 理 由	静岡県情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 2 号
実 施 機 関	静岡県知事（医務課）
諮 問 期 日	平成 22 年 6 月 23 日
主 な 論 点	①実施機関が非開示とした情報（旅費支払いに係る委託業者の担当者名（以下「本件情報」という。）は、条例第 7 条第 2 号本文の特定の個人が識別される情報に該当するか。また該当する場合、同号ただし書に該当しないか。 ②実施機関が、部分開示決定とした処分における理由記載の程度は適法か。

審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

審査会の判断

1 本件公文書の内容等について

本件公文書は、実施機関の職員の公務での出張に対して、静岡県財務規則（昭和 39 年静岡県規則第 13 号）に基づき、その旅行に要する費用としての旅費を支給するために、実施機関の職員が支出命令者の決裁を求めて起案した文書である。

本件公文書に記載されている内容は、起案者の氏名及び印影、支出命令者等の印影、件名（年度、旅行種別、旅行した職員の所属及び旅行月）、支払予定日、支出額、債主の氏名、口座振替先などの情報である。そして、欄外に、異議申立ての対象となった本件情報が記載されている。

なお、本件情報は、実施機関が意見書の中で「…担当者名を欄外に押印することとしている。」と述べていることから明らかなように、本件公文書処理した旅費支払いに係る委託業者の特定の担当者（以下「本件委託先職員」という。）が押印した印影の情報（姓のみ）である。

2 本件公文書の作成事務の民間委託について

実施機関では、旅費等に係る支出事務を集中的に行う部門（集中化推進課）が設置されており、当該部門では、業務の集中化とともにその事務の一部について民間業者への委託が行われている。当該部門の執務室は、実施機関の本庁舎内に設置され、室内では実施機関の正規職員及び非常勤職員並びに実施機関から旅費支払い等に係る事務の委託を受けた民間業者の職員（以下「委託先職員」という。）が事務に従事している。

また、執務室の入口付近の通路には、正規職員等だけでなく委託先職員の名簿（座席表）も掲示されている。委託先職員の業務の 1 つに、旅費支給のための帳票を作成する業務があり、本件公文書も、当該業務処理の一環で、本件委託先職員によって、その帳票が作成され、実施機関の正規職員が起案して決裁したものである。

3 条例第 7 条の非開示情報該当性について

実施機関は、本件情報が条例第 7 条第 2 号本文の非開示情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと主張しているので、以下検討する。

(1) 第 2 号本文の特定の個人が識別される情報であるかについて

まず、本件情報が、特定の個人を識別できる情報であるか否かを判断するに、本件情報は本件公文書を作成した本件委託先職員が押印した印影であり、姓のみが表れた情報であるが、「旅費支払いに係る委託業者の担当者名」であるとの本件処分における説明や、旅費支給事務等の委託業者の名称は実施機関のホームページで公表されているなど民間委託の状況が積極的に周知されていること、さらには、委託先職員の氏名が執務室の入口に案内用掲示として、実施機関の正規職員とともに座席表の形で掲示されているなどの事情を併せ考えれば、本件情報は特定の個人が識別され得る情報であると認められ、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書に該当しないかについて

実施機関が、本件情報は条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないと判断していることに対し、異議申立人は、本件委託先職員の職務情報は、公務員等の職務に関する情報と同視することができ、公務員の職務遂行情報に準じる情報として、特段の理由がない限り公開されるべきである旨主張しており、当該主張は、本件情報が同号ただし書ウ又はアに該当するとの趣旨であると解される。

確かに、異議申立人が主張するように、実施機関の職員への旅費支給のための帳票を作成した本件委託先職員の職務は、公金の支出関係という一面公共性を備えた業務であるといえるものである。

しかしながら、条例は、「公務員等」については詳細な定義規定をおいていることから、その定義規定に該当しない者まで「公務員等」に含ませる趣旨であるとは直ちに解せないことや、同号ただし書ウには、公務員等以外の者であってもその職務の公共性から「公務員等」に準じて捉える場合を一般的に認めた規定がないこと、条例第3条で「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定されていることから、条例第7条第2号ただし書で例外的に開示すべきとされている個人情報に「準じて」などとして、個人情報でありながら開示する範囲を広げて解釈することには相当の慎重さが要求されると解される。さらには、実施機関の旅費事務を処理する委託先職員を公務員とみなすような法令等もないことなどにかんがみれば、旅費支給のための帳票の作成という定型的作業のみを行っている委託先職員を、むやみに同号ただし書ウに規定する「公務員等」に準じて取り扱うような解釈はすべきでない。

なお、執務室入口付近の委託先職員の氏名を含んだ座席表は、案内用など職務上の便宜のため掲示されているが、そこで明らかにされているのは、各委託先職員がその執務室で事務に従事しているということまでであり、特定の旅費関係文書を取り扱った具体的な委託先職員の関係が明らかにされているわけではないことから、具体的職務を遂行する過程で表示された委託先職員名は公にすることが予定された情報であると認めることも適当でない。

また、本件情報が条例第7条第2号ただし書イに該当しないことは争われていないことも踏まえれば、以上から、本件情報が条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないという実施機関の判断は、妥当であると認められる。

4 本件情報を非開示とした本件処分の理由記載が適法であるかについて

異議申立人は、本件処分において、本件情報を非開示とした理由の記載が不十分であり、瑕疵ある行政処分として無効であるとも主張しているので、以下検討する。

実施機関は本件処分において、当該理由に係る記載として、「静岡県情報公開条例第7条第2号に該当」「旅費に係る支出票兼支出負担行為同」「のうち、」「旅費支払いに係る委託業者の担当者名を開示することにより、特定の個人が識別される。」「また、条例第7条第2号のただし書のいずれにも該当しない。」と記述しているが、非開示とする条例上の根拠規定を示した上で、なぜその根拠規定（特定個人の識別情報）に当たるのかを記述した当該記載は、識別性との関連性が認められるものであり、理由を備えていない違法な処分とはいえない。